

令和2年第5回尾張北部環境組合議会  
全 員 協 議 会 会 議 録

開催日時 令和2年11月16日（月曜日） 午後4時50分から午後5時01分まで

議題

- 1 給与法改正に伴う会計年度任用職員期末手当について

---

出席議員（11名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	河合 正猛 君
第5番	鈴木 貢 君	第6番	堀 元 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	丹羽 勉 君
第9番	丹羽 孝 君	第11番	小室 輝義 君
第12番	和田 佳活 君		

---

欠席議員（1名）

第10番 高木 義道 君

---

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長 松山 和巳 君 書記 江幡 直利 君

---

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	山田 拓郎 君
副管理者	鯖瀬 武 君	会計管理者	今枝 直之 君
犬山市経済環境部長	永井 恵三 君	犬山市環境課長	高木 衛 君
江南市経済環境部長	阿部 一郎 君	江南市環境課長	牛尾 和司 君
大口町まちづくり部長	水野 真澄 君	大口町環境対策室長	岩田 雄治 君
扶桑町産業建設部長	澤木 俊彦 君	扶桑町産業環境課長	村田 武司 君
事務局 長	坪内 俊宣 君	総務課 主幹	日比野正樹 君
総務課 主査	上條 靖之 君	総務課 主査	杉浦 健浩 君

(午後 4 時50分 開会)

○議長（和田佳活君） ただいまから令和 2 年第 5 回尾張北部環境組合議会全員協議会を開会いたします。

本日の議題につきましては、お手元に配付しました次第にありますとおり、給与法改正に伴う会計年度任用職員期末手当についてでございます。

議員各位におかれましては、慎重なる御協議をお願いいたしまして、簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。

初めに、管理者であります澤田江南市長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○管理者（澤田和延君） 皆さん、こんにちは。

本日は大変お忙しい中、急遽令和 2 年第 5 回尾張北部環境組合議会全員協議会を開催いただきましたところ、誠にありがとうございます。

ただいま議長さんからお話がありましたように、本日の全員協議会の協議案件は、給与法改正に伴う会計年度任用職員期末手当についてでございます。

後ほど事務局長から説明をさせていただきますが、国の給与法の改正の見通しが不透明な中で、苦渋の決断として専決処分を考えております。議員各位には御理解を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（和田佳活君） ありがとうございます。

本日、副管理者の鈴木大口町長におかれましては、三重県町村会設立100周年記念式典に愛知県町村会長として出席をされるため、欠席の報告を事務局から受けております。

また、高木義道議員におかれましても欠席という報告を受けております。

それでは、会議を開きます。

お手元に配付いたしました次第の順序に従いまして、会議を進めてまいります。

---

#### ◎議題 1. 給与法改正に伴う会計年度任用職員期末手当について

○議長（和田佳活君） 議題 1. 給与法改正に伴う会計年度任用職員期末手当についてを当局から説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、議題 1. 給与法改正に伴う会計年度任用職員期末手当について御説明いたします。

資料 1 をお願いいたします。次第の次のページになります。

資料1は、10月7日に勧告されましたボーナスに関する勧告・報告、公務員人事管理に関する報告の給与勧告の骨子の部分を一部抜粋したものでございます。

一般の職員の場合の支給月数の表を御覧ください。

期末手当だけの表記となりますが、年間の欄を御覧ください。

当初、年間2.6月分の支給月数だった期末手当を、民間の支給割合との均衡を図るため、年間2.55月分の支給月数への改定が示されました。そのため、令和2年度期末手当の12月期において支給割合「1.3月」を「1.25月」とし、さらに令和3年度6月以降の期末手当の支給割合を6月・12月ともに1.275月に改定する内容が示されております。

2の対象条例につきましては、会計年度任用職員であるパート職員が対象となります。そのため、尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のみが対象となっております。この条例の一部改正を期末手当の基準日である12月1日までに施行する必要があるとございます。

なお、派遣職員の給与及び手当につきましては、派遣元の構成市町での条例に基づいて支給されているため、職員の給与条例は現在組合にはございません。

3の尾張北部環境組合の対応についてですが、(1)の背景、現在の状況といたしましては、①としまして組合議会の日程調整をした結果、本日11月16日のみが開会可能であったこと。②といたしましては、組合の条例の一部改正の議決をする場合には、国の給与法成立後でなければならないことが国から通知があったこと。③といたしましては、平成22年の場合は法案成立が11月26日でしたが、今回、今日現在も国の法案成立の予定が不透明である中、その中からその後11月30日までに組合議会での議決が必要となりますが、日程調整が極めて困難であることなどが現状として上げられます。

以上のことから、この条例の一部改正案の御審議をお願いする議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、地方自治法第179条に規定する専決処分に対応させていただきたいと考えております。

(2)は、その専決処分の手続についてでございます。①の国の給与法が成立した後、管理者による専決処分を行い、11月中に告示をいたします。

②といたしまして、次の議会である予定では2月になります。2月組合議会におきまして、2議案を上程する予定でございます。1つ目の議案は、期末手当の支給月数を改定した今回の専決処分の承認を求める議案、2つ目としましては、令和3年6月期分以降の支給月数を改正する議案、その2議案を上程する予定でございます。

資料2と資料3につきましては、専決処分の概要となります。

最初に、資料2をお願いいたします。

尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表となります。専決処分する条例の一部改正は期末手当の支給月数を改正するもので、第9条第2項中となりますが、期末手当基礎額に乗じる割合を「100分の130」から「100分の125」に改正するものでございます。

資料3をお願いいたします。

こちらは要旨となります。主旨、内容、条例改正の期間、施行日となっておりますが、ただいま御説明いたしました内容と重複いたしますので、後ほど御参照賜りますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（和田佳活君） 本件については、次回の組合議会に議案が上程されますが、本日はこの事前審査に触れない範囲で事務局にさらに説明を求めることがありましたら、発言を許します。よろしくお願いいたします。

発言はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 今回、人事院勧告が、例年ですと8月のやつがコロナということで10月に遅れて、国会の議決も遅れるということで、日程的な問題で専決処分もやむを得んかなと思いますし、それから、ボーナスが0.05下げられるということですが、やっぱり働く人たち、今コロナの中で医療とか介護とか、あるいは観光・交通の中でボーナスがという状況を考えると、本来公務員が下がっていいとは思いませんけれども、やむを得ん状況かなあというふうには思っています。

質問ですけれども、ここの環境組合としては会計年度任用職員ということですが、この問題はここだけの問題ではなくて2市2町で構成していますので、それぞれの職員もそれぞれの市町でまたあると思うんですけれども、議会もあると思うんですけれども、働く職員の労働条件に関わることでありますので、それぞれ市町で今、職員労働組合と協議がされていると思うんですけれども、その状況が組合としてつかんでみえたらどういう状況なのかお伺いしたいと思います。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 大変恐れ入ります。つかんでおりません。2市2町の労働組合と当局との交渉、あるいはその結果については承知しておりません。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 専決処分されるまで、やっぱりその辺のところはよく掌握して、それから組合とのこうしたあれですけれども、今回の人勧の中でボーナスの問題と、もう一つは公務員人事管理の問題が提起されておるわけですけれども、特に職員のコロナの感染症対策、それから人材の問題、それから職場環境で長時間労働とか、あるいはハラスメントとか、あるいは心と健康といいますかストレスの問題、そういったことも改善するように報告されていますけれども、そういったことも議論される予定なのか、組合とも当然そういう話になると思いますけれども、その辺のところのお考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 組合のほうは、小さな職場ではございますが、必要に応じて適切な対応を取ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（和田佳活君） ほかにございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（和田佳活君） ほかにないようでございますので、これをもちまして議題1を終結いたします。

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

議員の皆様には、終始熱心に御協議をいただきましてありがとうございました。当局におかれましては、議員各位からの御意見をよく尊重していただき、一層の御尽力をお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

最後に、管理者であります澤田江南市長から御挨拶をいただきたいと思っております。

○管理者（澤田和延君） 本日は急な全員協議会にもかかわらず、重要な協議を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

今後も組合運営や新ごみ処理施設整備につきまして、議員の皆様方と御相談をさせていただきながら、一步ずつ着実に進めてまいりたいと存じます。引き続き御理解・御協力をお願い申し上げます。どうもよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○議長（和田佳活君） ありがとうございます。

これをもちまして、令和2年第5回尾張北部環境組合議会全員協議会を閉会といたします。御苦労さまでした。

（午後5時01分 閉会）